

ブロック塀に関する建築基準法

< 建築基準法第2条 建築物 >

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
(これに類する構造のものを含む。)これに附属する門若しくは塀、観覧のための……

< 建築基準法施行令第61条 組積造のへい >

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁
(木造のものを除く。)を設けること。
ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの
1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

< 建築基準法施行令第62条の8 補強コンクリートブロック造の塀 >

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2m以下の塀にあっては、
第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって
構造耐力上安全であることが確かめられた場合においてはこの限りでない。

- 一 高さは、2.2m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm(高さ2m以下の塀にあっては10cm)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、
それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で
基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、
縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、
それぞれかぎ掛けして定着すること。
ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、
縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。